

不利益処分審査手続

人事院公平審査局調整課
平成20年3月31日

1. 審査請求ができる人（国家公務員法（以下「国公法」という。）第90条）

- ・ 一般職の国家公務員（常勤・非常勤を問わない）。
- ・ 被処分者が死亡した場合、相続人は審査請求できない。

2. 審査請求の対象となる処分（国公法第89条）

著しく不利益な処分。例えば、

- ・ 懲戒処分や分限処分
- ・ 職員の意に反する処分で著しく不利益だと思料されるもの（配置換、転任、辞職承認、年次休暇承認の取消しなど）
- ・ 期末・勤勉手当の一時差止処分（給与法）

3. 審査手続（国公法第90条の2、人事院規則13-1（不利益処分についての不服申立て））
以下のとおり。